

専用第二号様式

- (1) ((56))の欄には、所有者であり、かつ、使用者である者の住所を第一号様式の記載方法(8)本文後段の例により記載すること。
- (2) その他第一号様式の記載方法(1)から(4)まで、(8)及び(15)の例により記載すること。